

様式及び記載例

留意事項実施状況報告書・補足説明資料

群馬大学大学院 教育学研究科 教職リーダー専攻
【 教 職 大 学 院 】

国立大学法人 群馬大学
平成22年5月1日現在

作成担当者

総務部企画評価課企画係

企画係長 ユモト 湯本 ナオヤ 直哉

電話番号 027-220-7015

F A X 027-220-7030

e - mail kacho-akikaku@jimu.gunma-u.ac.jp

目 次

	頁
設置の趣旨及び必要性	1
教育課程の編成の考え方及び特色	2
履修指導の方法	5
入学者選抜の概要（入学から修了までどのように教育する のか）	7
各施設、学生の自習室等の考え方	8
修得できる免許状	9
専ら夜間において教育を行う専攻の場合及び大学院設置基準 第14条による教育方法の特例を実施する場合	10
現職教員を対象とした教育の一部を本校以外の場所(サテライト キャンパス)で実施する場合	11
多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で 履修させる場合	11
自己点検・評価	12
情報提供	12
教員の資質の維持向上の方策（FD活動を含む）	14
管理運営の考え方	15
連携協力校等との連携	17
連携協力校等での実習	18
教育委員会等との連携内容	24
その他	28

設置の趣旨及び必要性

認 可 時 の 計 画	履 行 状 況
<p>(a) 教育上の理念，目的</p> <p>一定の教職経験を有する現職教員を対象に、確かな指導力と優れた実践力・応用力を備えたスクール・リーダーとして地域・学校において中核的・指導的役割を担う教員（教職リーダー）の養成。</p> <p>学部段階で教員としての基礎的資質を修得している者を対象に、基礎的資質の上に実践的指導力を備え、新しい学校づくりの有力な一員となり得る新人教員の養成。</p> <p>(b) どのような教員を養成するのか。</p> <p>理念、目的に即して、学校教育にかかわる様々な課題に応える高度な実践的問題解決能力を持った教員の養成。</p> <p>様々な幅広い分野における学校教育現場での課題に対応できる教員の養成。</p> <p>より専門性を持った教員の養成。</p> <p>具体的には、目的に応じて以下のようにコース別で教員を養成する計画である。</p> <p>「児童生徒支援コース」 本コースは教員免許を有している新規学部卒業者や社会人及び現職教員を対象とするコースであり、本コースの目的は、現代の学校教育において課題となっている学力低下やいじめや不登校などの児童・生徒の学習や生活面での直接的支援に関しての高度な実践力を身につけることである。本コースでは、経験的な実践知に加え、児童・生徒の学習や生活面に関して、心理学の諸理論及び関連分野の知見からの科学的、分析的な深い理解に基づいて、指導方法を立案し、実践できる教員の養成をめざす。</p> <p>「学校運営コース」 本コースは現職教員を対象とするコースであり、本コースの目的は、現代の学校運営において課題となっている地域連携の在り方や学校危機管理に対する対応、さらには学校全体における教育課程の編成や校内研修の企画などの学校運営に関しての高度な実践力を身につけることである。本コースでは、経験的な実践知に加え、学校運営全体に関して、教育学の諸理論及び関連分野の知見に基づいた幅広い視野と学校の社会的機能に関する深い理解のもとに、学校運営の実践的指導力のある教員の養成をめざす。</p>	<p>認可時の計画どおり履行。</p> <p>本専攻の理念、目的は学生募集要項及びホームページ等に記載し、学内への周知を図るとともに、学外へ公表している。</p> <p>平成22年度学生募集要項（添付資料1 P1参照） パンフレット(添付資料2 参照) ホームページ http://www.edu.gunmau.ac.jp/jp/postg_s/m_mastercourse.html</p> <p>認可時の計画どおり履行。</p> <p>人材養成目的は「各コースの目指す教員像」として学生募集要項に記載し、志願者に周知を図っている。</p> <p>平成22年度学生募集要項（添付資料1 P15～16参照）</p>

教育課程の編成の考え方及び特色

認 可 時 の 計 画	履 行 状 況
<p>(a) 教育課程編成の考え方</p> <p>理念、目的に即して、</p> <p>教育課程の編成及び実施に関する領域(4単位必修) 「教育課程編成の課題と実践」、「カリキュラム開発の課題と実践」</p> <p>教科等の実践的な指導方法に関する領域(4単位必修) 「学習支援の課題と実践」、「教育評価の課題と実践」</p> <p>生徒指導及び教育相談に関する領域(6単位必修) 「児童・生徒理解の課題と実践」、「児童・生徒指導の課題と実践」 「教育相談の課題と実践」</p> <p>学級経営及び学校経営に関する領域(4単位必修) 「特別活動指導の課題と実践」、「学校経営の課題と実践」</p> <p>学校教育と教員の在り方に関する領域(2単位選択必修) 「多文化共生教育の課題と実践」、「教育環境学」、「教員の倫理」</p> <p>多文化共生教育に関する領域(2単位選択必修) 「多文化共生教育の課題と実践」、「多エスニシティ化社会の教育の課題と実践」</p> <p>により、教育課程を体系的に編成する。</p>	<p>平成20～21年度は認可時の計画どおり履行。 平成22年度より、一部変更。</p> <p>授業科目の変更(22)</p> <p>教科等の実践的な指導方法に関する領域(4-6単位必修) 「学習支援の課題と実践」、「教育評価の課題と実践」「授業分析実践」</p> <p>生徒指導及び教育相談に関する領域(6-4単位必修) 「児童・生徒理解の課題と実践」、「児童・生徒指導の課題と実践」 「教育相談の課題と実践」</p> <p>変更理由</p> <p>「授業分析実践」は、全ての院生に対して教科等の実践的指導力の育成が一層可能になるようなカリキュラムにするため、児童生徒支援コースの選択科目から共通科目に移動した。また、「教育相談の課題と実践」は、「児童・生徒指導の課題と実践」の内容と一部重複しており、授業科目整理のため削除した。</p> <p>授業科目変更新旧対照一覧(平成22年3月17日 研究科委員会資料) (添付資料3参照)</p> <p>授業科目の概要(認可時及び平成22年度変更後 添付資料4参照)</p> <p>平成22年度履修の手引き(添付資料5 P50～51参照)</p> <p>シラバス(添付資料6参照)</p>
<p>(b) 教育課程編成の特色</p> <p>本教職大学院では、教育学や心理学等の諸学および関連分野の諸理論や研究技法と教育実践とを有機的に融合させることにより、「課題を分析・把握する力」、「対応策を構築する力」、「実践する力」、「実践を評価し、再考する力」の力を養成できるような教育課程を体系的に編成した。特色については以下のとおりである。</p> <p>研究者教員と実務家教員の協同による授業 大学と現場との往還による課題研究型の授業・実習 独自共通領域「多文化共生教育の領域」の設定</p> <p>これは、群馬県の東毛地区をはじめとして県内外に外国籍の児童生徒が通う公立学校が増えており、教員の資質として多文化共生マインドを兼ね備えた教育実践を展開することが喫緊の課題になっているからである。</p> <p>フィールドワーク、ロールプレイ、事例研究、アクションリサーチなど実践的方法論を取り入れた授業 現職教員学生とストレート・マスターとの相乗効果を図る授業内容 実践的専門性をさらに高めるための児童生徒支援コースと学校運営コースの2コースの設定</p>	<p>認可時の計画どおり履行。</p> <p>ほとんどの授業科目を研究者教員と実務家教員の協同によるチーム・ティーチングにより行っている。研究者教員と実務家教員が常に協同で授業を展開することで、理論と実践知の融合が実現される。例えば、「知識の定着を促すにはどうすればよいか?」という問題に対して、研究者教員から認知心理学・学習心理学・教育心理学に基づく説明や、実践への提言がなされる。それに対し、実務家教員から、児童生徒の実態、新学習指導要領の中での「知識の定着」の位置づけ、知識定着のための教材や教授法の工夫などの解説が提示される。これにより学生は、「理論から実践を振り返る、実践を意識しながら理論を学ぶ」ことが可能となっている。また、教員にとっても常に理論と実践の往還や結びつきを意識しながら授業を構成することがよい刺激になっている。</p> <p>県内外で外国籍の児童生徒が通う公立学校が増加していることから、多文化共生教育に関する授業科目を必修化し、多文化共生マインドの育成を図っている。また、外国籍の児童生徒が多く通う公立学校2校を連携協力校として設定している。</p> <p>学校における実習を、現職教員学生も含め全ての学生に対して520時間実施している。実習と課題研究とを連動させ、理論と実践を往還できるようにし、これにより、高度な実践的課題解決能力の育成を図っている。</p>
<p>(c) コース(分野)別選択科目の設定における考え方、及び共通科目(基礎科目)との内容上の関連性・体系性</p> <p>「児童生徒支援コース」</p> <p>「教科等の実践的な指導方法に関する領域(必修科目)」:「学習支援の課題と実践」、「教育評価の課題と実践」 「学習支援に関する分野」:「学習支援の課題と実践」、「教育評価の課題と実践」「授業分析実践」</p> <p>【教育目標】 ・教科等の学習活動に直接関与する認知機能等の深い理解に基づいて、学習支援方法の在り方及び評価の在り方を具体的に検討し、校内で指導方法の検討をリードしていくための基礎的力を身に付ける。</p> <p>「生徒指導及び教育相談に関する領域(必修科目)」:「児童・生徒理解の課題と実践」、「児童・生徒指導の課題と実践」、「教育相談の課題と実践」</p>	<p>平成20～21年度は認可時の計画どおり履行。 平成22年度より、一部変更。</p> <p>授業科目の概要(認可時及び平成22年度変更後 添付資料4「参照」 シラバス(添付資料6参照) 授業科目変更新旧対照一覧(平成22年3月17日 研究科委員会資料) (添付資料3参照)</p> <p>変更箇所 「教科等の実践的な指導方法に関する領域(必修科目)」:「学習支援の課題と実践」、「教育評価の課題と実践」「授業分析実践」 「学習支援に関する分野」:「学習支援の課題と実践」、「教育評価の課題と実践」「授業分析実践」</p> <p>変更理由:「授業分析実践」が共通科目(必修)に移動したため(理由は上記記載)</p> <p>「生徒指導及び教育相談に関する領域(必修科目)」:「児童・生徒理解の課題と実践」、「児童・生徒指導の課題と実践」「教育相談の課題と実践」</p>

「生活支援に関する分野」：「児童・生徒理解の課題と実践」「児童・生徒指導の課題と実践」「教育相談の課題と実践」「教育相談実習」「心理・発達アセスメント実習」「児童・生徒指導のためのロールプレイの技法と実習」

【教育目標】
・児童生徒の発達についての基礎的理解をもとにして、児童生徒一人一人の生活指導上の課題を総合的に把握するとともに、適切な方法を選択して実施するための基礎的力量を身に付ける

「学級経営及び学校経営に関する領域(必修科目)」：「特別活動指導の課題と実践」

「生活支援に関する分野」：「特別活動指導の課題と実践」
「特別支援に関する分野」：「発達障害児特別支援教育の課題と実践」

【教育目標】
・学級経営の在り方について、特別な支援を必要とする児童・生徒への対応も含めて多面的かつ総合的に理解し、適切な学級計画を立案し、その実践をリードしていくための基礎的力量を身に付ける。

「多文化共生教育に関する領域(選択必修科目)」：「多文化共生教育の課題と実践」「多エスニシティ化社会の教育課題と実践」

「特別支援に関する分野」：「外国籍児童特別支援教育の課題と実践」

【教育目標】
・外国籍の児童生徒が在籍する学校の教員になった時に、多文化共生マインドをベースに学習支援、学級経営を実践できるように基礎的力量を身に付けること。

上記4領域に関連して、「実践研究に関する分野」：「教育実践のリフレクション」

【教育目標】
・自ら教育実践の在り方を振り返り、リフレクションの結果を他者に向けてわかりやすく発信し、交流する力を形成するとともに、教育実践力を高める。

「学校運営コース」

「教育課程の編成及び実施に関する領域(必修科目)」：「教育課程編成の課題と実践」「カリキュラム開発の課題と実践」

「教育課程編成に関する分野」：「カリキュラム開発の課題と実践」

【教育目標】
・学校種別を通じた教育課程の編成・実施の在り方について基礎・基本を理解し、各学校の実状に適合した教育課程の編成を校内でリードしていくための基礎的力量を身に付ける。

「学級経営及び学校経営に関する領域(必修科目)」：「学校経営の課題と実践」

「学校経営に関する分野」：「学校経営の課題と実践」「学校経営計画ワークショップ」「スクール・リーダーシップの課題と実践」「教師の職能発達と学校経営」

「学校評価に関する分野」：「学校評価の課題と実践」
「コンフリクト・マネジメントに関する分野」：「学校危機管理体制構築の課題と実践」

「教育行政に関する分野」：「地方教育行政の課題と実践」

【教育目標】
・学級・学年・学校という組織の在り方について、保護者・地域・他機関等の対外的な側面も含めて多面的かつ総合的に理解し、適切な経営計画を立案し、その実践をリードしていくための基礎的力量を身に付ける。

「多文化共生教育に関する領域(選択必修科目)」：「多文化共生教育の課題と実践」「多エスニシティ化社会の教育課題と実践」

「学校経営の分野」：「多文化共生教育の理論と実践フィールドワーク」

【教育目標】
・外国籍の児童生徒が在籍する学校の教員になった時に、多文化共生マインドをベースに学習支援、学級経営、学校経営を実践できるように基礎的力量を身に付けること。

上記3領域に関連して、「実践研究に関する分野」：「学校経営のリフレクション」

【教育目標】
・自らの学校経営への参画状況を多様な視点から振り返り、リフレクション

「生活支援に関する分野」：「児童・生徒理解の課題と実践」「児童・生徒指導の課題と実践」「教育相談の課題と実践」「教育相談実習」「心理・発達アセスメント実習」「児童・生徒指導のためのロールプレイの技法と実習」

変更理由：「教育相談の課題と実践」を共通科目から削除したため。（理由は上記記載）

上記4領域に関連して、「実践研究に関する分野」：「教育実践のリフレクション」「教育現場実践演習」（平成23年4月から開講）

変更理由
より実践的なカリキュラムにし、ストレートマスターの実践的指導力を一層高めるため。

認可時の計画通り履行

の結果を他者に向けてわかりやすく発信し、交流する力を形成するとともに、学校経営の実践力を高める。

「両コース共通」

共通科目の全領域に関連して、「課題研究に関する分野」：「児童生徒支援課題研究」「学校運営課題研究」

【教育目標】

・課題の発見、課題の分析、課題解決のための対応策の立案、実践、省察、他者へのプレゼンテーションといった学校現場の課題解決に向けた高度な一連の諸能力と技能を修得する。

(d) 一つの授業科目について同時に授業を行う学生数(1クラスの人数)及び授業方法

1クラス20名以内の少人数教育を行う。

ほとんどの授業科目を実務家教員と研究者教員の協同授業により行う。また講義形式に偏ることなく、事例研究やフィールドワークなどの授業方法も取り入れる。

授業科目の概要(添付資料4参照)

(e) 本キャンパス以外で授業を行う科目

・該当なし

履修指導の方法（入学から修了までどのように教育するのか）

認 可 時 の 計 画	履 行 状 況
<p>(a) 標準修了年限 標準修業年限は、現職教員及びストレート・マスターのいずれも2年間とする。</p> <p>(b) 修了要件 本専攻に2年以上在学して所定の単位（46単位以上）を修得し、かつ課題研究の成果を評価委員会（教職リーダー専攻の教員，学外の教育関係者及び保護者代表等で構成）で発表することを修了要件とする。</p> <p>(c) 進級要件，履修科目の登録の上限 1学期に履修科目として登録できる単位数の上限を24単位とする。それゆえ、1年間で48単位が上限となる。</p> <p>(d) 成績評価方法・基準</p> <p>【実習以外の科目】 （1）授業科目の履修単位は、試験（口頭又は筆答）又は研究報告により認定する。 （2）各授業科目の試験又は研究報告の成績は、評語によりA，B，C，Dの4種とし、A，B，Cを合格、Dを不合格とする。ただし、不合格の科目については再試験を受けることができる。 （3）各科目履修の認定は、学期の終わりに行うものとする。</p> <p>【実習科目】 実習録の記述内容、及び、実習時や事後検討会での発言内容等から、上記評価項目・基準に照らし合わせて、実習校指導教員と大学院指導教員の協議の上、評価する。 なお、最終的な成績評価は、専門職学位課程運営委員会で決定する。</p> <p>【課題研究】 課題研究は、課題研究評価部会において、評価する。</p> <p>(e) 1年コースや長期コースを設定する場合の方策</p>	<p>専門職学位課程の修了要件は、研究科に2年以上在学し、4649単位以上を修得し、かつ、課題研究について一定の成果を報告することである。</p> <p>教育学研究科規程（添付資料7 第10条2項参照）</p> <p>単位数の改正(20) 変更理由：実習に関する科目（課題発見実習、課題発見実習、課題解決実習）のそれぞれにおいて、大学設置基準に照らし合わせて単位数が不適切であったため、単位数を改めた。これに伴い修了に必要な単位数が3単位増えたものである。</p> <p>1年間に履修科目として登録できる単位数の上限を4840単位とする。</p> <p>履修上限の修正(20) 変更理由：学修の定着が図れるよう、単位数の上限を少なくした。</p> <p>教育学研究科規程（添付資料7 第8条参照）</p> <p>現在2年生の1年次の取得単位数は、38～40単位の範囲にあり、全員が進級している。</p> <p>コース変更及び選択科目数の変更(22) 変更点：現職教員院生に限り、1年前期終了時点で、コース変更を可能にした。 変更理由：院生の課題研究のテーマに沿った、より体系的で適切な学修を保証するため</p> <p>群馬大学大学院教育学研究科規定新旧対照表（平成22年3月17日研究科委員会資料 1）（添付資料3参照）</p> <p>専門職学位課程教職リーダー専攻における変更に関する申し合わせ（添付資料8参照）</p> <p>変更点：自由選択科目2単位を追加し、コース別自由選択科目を10単位から8単位に変更した。 変更理由：他コースの科目を受講できるようにするため。</p> <p>群馬大学大学院教育学研究科規定新旧対照表（平成22年3月17日研究科委員会資料 1）（添付資料3参照）</p> <p>認可時の計画どおり履行。</p> <p>【実習以外の科目】 各授業ごとの具体的な成績評価基準は、シラバスに記載している。</p> <p>シラバス（添付資料6参照）</p> <p>【実習科目】 「教職大学院実習の手引」に実習の評価項目・基準、評価方法を記載している。</p> <p>教職大学院実習の手引（添付資料10参照）</p> <p>【課題研究】 平成21年度課題研究評価部会内規の一部を改正した。</p> <p>教育学研究科委員会専門職学位課程運営委員会課題研究評価部会内規改正新旧対照表（添付資料9参照）</p>

群馬大学教職大学院

一般学部出身者で教職大学院を志望する者については、その資質を見極めた上で、教職大学院への進学を前提に、学部3年次に編入学させることも有効な方策として考えられるが、本学としては、当初は長期履修制度（3年間）の導入を留保し、学年進行の経過を見つつ、教育委員会等関係機関の意見も踏まえた上で判断したい。

・該当なし

(f) 現職教員に対する実習免除の基準等

・該当なし

(g) 全部（10単位）免除の基準等

・該当なし

入学者選抜の概要

認 可 時 の 計 画	履 行 状 況																																																				
<p>(a) 入学者選抜の概要(選抜方法、選抜体制等)</p> <p>現職教員については、学力検査、面接、教職歴及び教育実践に関わる研究報告により総合して判定する。 教職に就いておらず教員免許状を有する(又は見込みのある)者については、学力検査、面接、学業成績により総合して判定する。</p>	<p>認可時の計画どおり履行。 現職教員については、学力検査(筆記試験:小論文・教職専門)、面接(口述試験)、教職歴及び教育実践に関わる研究報告(研究業績審査)により総合して判定する。</p> <p>平成22年度学生募集要項(添付資料1 P 10 参照)</p> <p>教職に就いておらず教員免許状を有する(又は見込みのある)者については、学力検査(筆記試験:小論文・教職専門)、面接(口述試験)により総合して判定する。</p> <p>平成22年度学生募集要項(添付資料1 P 9 参照)</p> <p>平成20～22年度の入学者選抜の状況は下記のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="901 678 1388 940"> <thead> <tr> <th colspan="4">児童生徒支援コース</th> </tr> <tr> <th>対象年度 区分</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入学定員</td> <td>8人程度</td> <td>8人程度</td> <td>8人程度</td> </tr> <tr> <td>志願者数</td> <td>11(4)</td> <td>11(5)</td> <td>21(3)</td> </tr> <tr> <td>受験者数</td> <td>11(4)</td> <td>10(5)</td> <td>21(3)</td> </tr> <tr> <td>合格者数</td> <td>10(4)</td> <td>10(5)</td> <td>9(3)</td> </tr> <tr> <td>入学者数</td> <td>10(4)</td> <td>9(5)</td> <td>7(3)</td> </tr> </tbody> </table> <p>*うち()の人数は現職教員数 (学校運営コース)</p> <table border="1" data-bbox="901 940 1388 1243"> <thead> <tr> <th>対象年度 区分</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入学定員</td> <td>8人程度</td> <td>8人程度</td> <td>8人程度</td> </tr> <tr> <td>志願者数</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>受験者数</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>合格者数</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>入学者数</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table> <p>*現職教員のみ</p>	児童生徒支援コース				対象年度 区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	入学定員	8人程度	8人程度	8人程度	志願者数	11(4)	11(5)	21(3)	受験者数	11(4)	10(5)	21(3)	合格者数	10(4)	10(5)	9(3)	入学者数	10(4)	9(5)	7(3)	対象年度 区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	入学定員	8人程度	8人程度	8人程度	志願者数	7	6	11	受験者数	7	6	11	合格者数	7	6	11	入学者数	7	6	11
児童生徒支援コース																																																					
対象年度 区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度																																																		
入学定員	8人程度	8人程度	8人程度																																																		
志願者数	11(4)	11(5)	21(3)																																																		
受験者数	11(4)	10(5)	21(3)																																																		
合格者数	10(4)	10(5)	9(3)																																																		
入学者数	10(4)	9(5)	7(3)																																																		
対象年度 区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度																																																		
入学定員	8人程度	8人程度	8人程度																																																		
志願者数	7	6	11																																																		
受験者数	7	6	11																																																		
合格者数	7	6	11																																																		
入学者数	7	6	11																																																		
<p>(b) アドミッション・ポリシー</p> <p>現職教員については、教員としての使命を明確に持っており、数年以上の教職経験を有していること、その上で、授業実践や生徒指導に意欲的に取り組んでおり、勤務校において近々リーダー的な役割を担うことが期待されているか、または、すでにリーダー的な役割を一部担っており、将来管理職として力を発揮することが期待されていること。 ストレート・マスターについては、人間性が豊かで、教員志望が明確であること、教職に求められる専門的な知識・技術の基礎・基本を修得していること。</p> <p>(c) 現職教員受入れのための具体的方策</p> <p>教育方法の特例を適用する現職教員の入学定員は、本専攻の入学定員16人に含まれるものとする。 現職教員の選抜は、特別選抜により実施するものとし、例えば次のような実務経験を評価する試験を行う。 (ア) 教育実践に関わる課題研究のテーマや研究業績を求め、選考の際の評価資料とする。 (イ) 教育経験、業務実績を求め、選考の際の評価資料とする。</p> <p>(ウ) 試験は、学校教育に関する論述試験及び課題研究に関する口述試験を中心に行う。</p>	<p>認可時の計画どおり履行。 学生募集要項やホームページにより志願者に周知を図っている。</p> <p>平成22年度学生募集要項(添付資料1 P 1 参照)</p> <p>(ウ) 試験は、学校教育に関する試験(筆記試験:小論文・教職専門)及び課題研究に関する口述試験を中心に行う。 試験内容の変更(20) 変更理由:教職リーダー専攻の入学資格として、教職に関する基礎知識を有していることが必要であり、現職教員であっても必ずしも基礎知識を有しているとは限らないので、この点を確認する必要があると考え、学校教育に関する論述試験(小論文)だけでなく、教職に関する基礎的知識等を問う筆記試験(教職専門)を課すことにした。</p>																																																				
<p>(d) 学部新卒者受け入れのための具体的方策受入れのための具体的方策</p> <p>学部新卒者の入学定員は、児童生徒支援コース入学定員約8名に含める。</p>	<p>認可時の計画どおり履行。</p>																																																				

学力検査及び面接等により教員としての基礎的資質の確認と明確な教員志望の意志を確認する。

各施設，学生の自習室等の考え方

認 可 時 の 計 画	履 行 状 況
<p>(a) 講義・演習室</p> <p>講義室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職リーダー講座講義室 教育学部A棟5階 36席(授業で使用) ・広域マルチメディア室 教育学部B棟1階 32席(授業で使用) ・演習室(2室) 教育学部A棟5階 各12席(授業で使用) ・教育学部共通教室 教育学部C棟1・2階(授業で使用) <p>実験・実習室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先端的教育方法開発室 教育学部B棟1階(授業で使用) ・授業開発室 教育学部B棟1階(授業で使用) ・ソーシャルスキル開発室 教育学部B棟1階(授業で使用) ・ソーシャルスキル実験室 教育学部B棟1階(授業で使用) ・高度ワークショップ室 教育学部B棟1階(授業で使用) <p>(b) 自習室</p> <p>大学院生の自習室は、教育学部A棟5階に設けられ、26席が確保されている。</p> <p>(c) 図書(データベース含む)</p> <p>本学図書館は、蔵書数約340,000冊、雑誌約6,500種をもち、学校教育関連の主要図書を全領域にわたって整備している。また、学校教育や教職関連の主要な雑誌等も、図書館で定期購読している。</p> <p>また、教員の研究室には、教育心理学研究、発達心理学研究、教育学研究、教育方法学研究、授業研究、発達障害研究、特殊教育学研究等の学術雑誌が定期購読されている。</p> <p>(d) 情報設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パーソナルコンピューター 教職リーダー専攻の学生が主に使用できるパーソナルコンピューターが、学生定員16名に対して8台整備されている。また、本学教育学部には、パソコン実習室があり、学生が自由に利用できるパーソナルコンピューターが20台設置されている。 ・ビデオ関連機材 教職リーダー専攻の学生が主に利用できるビデオカメラは10台、編集用ビデオデッキ等も10台整備されている。また、各講義室にもビデオ機材は整備されている。 ・心理検査器具等 児童・生徒理解及び児童・生徒指導関連授業において知能及び心理検査器具が必要となる。 知能検査関連器具(WISC系知能検査、田中ビネー知能検査、K-A-B Cなど)は合計18台整備されている。心理検査関連では、ロールシャッハ図版及びTAT図版を各10冊保有し、その他主な心理検査関連の質問紙(Y-G、MMP I、TEGなど)は100部以上常備している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職リーダー講座講義室 教育学部A棟5階 3-6-26席(授業で使用) <p>講義室数の変更(20) 変更理由:平成19年度の改修工事により、変更になった。</p> <p>本専攻の授業は原則20名以内の少人数教育により行うこととしており、学生の学修に影響は無い。</p> <p>認可時の計画どおり履行。</p> <p>認可時の計画どおり履行。</p> <p>認可時の計画どおり履行。</p> <p>認可時の計画どおり履行。</p> <p>図書館に必要な書籍、雑誌等を整備しているほか、教員の研究室には、教育心理学研究、発達心理学研究、教育学研究、教育方法学研究、授業研究、発達障害研究、特殊教育学研究等の学術雑誌が定期購読されている。</p> <p>また、利用頻度の高い雑誌等は、大学院生が利用しやすいように、教育学部B棟5階に保管している。</p> <p>認可時の計画どおり履行。</p> <p>学生の要望に応え、本専攻の学生が主に使用できるパーソナルコンピューター数を19台に拡充した。また、教職リーダー専攻の授業で主に使用される教室に、テレビ会議システム及び電子黒板を設置した。</p>

取得できる免許状

認 可 時 の 計 画	履 行 状 況
<p>(a) 取得できる免許状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校教諭専修免許状 ・中学校教諭専修免許状 (国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語) ・高等学校教諭専修免許状 (国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、保健体育、家庭、情報、工業、英語) ・幼稚園教諭専修免許状 	<p>認可時の計画どおり履行。</p> <p>本専攻では、中核的・指導的役割を担う教員(教職リーダー)及び基礎的資質の上に実践的指導力を備えた新人教員を養成する観点から、免許状既修得者のみ入学資格が与えられる。全学生は入学時点で、いずれかの免許状を有しており、現有免許の専修免許状を取得することができる。</p>

専ら夜間において教育を行う専攻の場合及び大学院設置基準第14条による教育方法の特例を実施する場合

認 可 時 の 計 画	履 行 状 況
<p>(a) 修業年限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修業年限は、2年とする。 <p>(b) 履修指導の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な履修及び研究指導については、指導教員(研究者教員及び実務家教員)が学生ごとに面接指導する。 <p>(c) 授業の実施方法</p> <p>教育方法の特例の適用を受けようとする学生は、出願時に願書に記入する。学生は、学年を通じて、特例による授業科目を履修することができる。昼間、夜間又は土・日曜日に開講する授業科目から必要単位を修得するものとする。また、必要に応じて、夏季休業中等の期間中に集中講義で開講する授業科目の中から、必要単位を修得する。2年次の課題解決実習は、現職教員にあっては、勤務校で実施し、指導教員が出向いて指導を行う。必修科目である課題研究(各期1単位)は、2年次の終わりの報告会で学内外の関係者で構成される評価委員会による評価を受けなければならない。</p> <p>授業時間は、昼間は1～10時限(8:40～17:30)とし、さらに現職教員のために、夜間は特例による授業時間帯11～12時限(18:45～20:15)を設け、可能な限り昼夜間に重複して開講する。</p> <p>(d) 教員の負担の程度</p> <p>教職リーダー専攻担当における教員の講義、演習、実習の授業負担は、課題研究を除き、1年を通して1週当たり5～6コマ程度であり、昼夜開講によって付加される授業時間数は、標準的履修の場合で週1コマ程度である。したがって、開講する科目・時限を調整することにより、負担が大きくなることはないようにする。</p> <p>(e) 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な教員の配置</p> <p>【施設・設備の利用】</p> <p>教育学研究科においては、昼夜を通しての研究室・資料室・相談室・教材作成室・実験室・模擬授業室等の使用について、何らの支障はない。大学院学生用の各室は、昼夜を通して使用できるので、学生の自己学修にとって支障はない。</p> <p>学生への連絡については、掲示板、学内LAN、メール、研究室のメールボックスの活用により確実に伝達されるような体制が整備されている。総合情報メディアセンター図書館は、平日は午前9時から夜9時まで、土日は5時まで開館しており、教育研究に支障ないよう配慮されている。</p> <p>【学生の厚生への配慮】</p> <p>教育学研究科の学生については、学生教育研究災害保険への加入を積極的に勧誘し、学生が安心して履修できるようにしている。</p> <p>健康診断については、健康支援総合センターとの密な連携を図り、時間帯を調整して行う。</p> <p>教育学研究科の学生については、学生支援委員会の委員や各専攻・専修の指導教員が学生生活上の諸問題についての相談、助言、指導を行っているが、教職リーダー専攻においても同様の取り組みを行い、現職教員学生に対する学生相談の体制を整備する。</p> <p>食事については、同一キャンパス内にある学生会館内の生協食堂が午後7時30分まで営業している。また、大学周辺には食堂やコンビニエンス・ストアがあり、利用できる。</p> <p>交通については、前橋駅から約6kmの位置にあり、路線バスの便がよく、利用が可能である。また、構内駐車場は広く、車による通学も可能である。</p> <p>【教員組織】</p> <p>昼夜開講制に即して十分な教育研究指導が行えるよう、教育学研究科専門職学位課程教職リーダー専攻担当の教員全員が教育方法の特例による授業を担当する。教員ごとの担当授業時間の編成を工夫して、教員の負担を軽減することとする。</p> <p>(f) 学生確保の見通し</p>	<p>認可時の計画どおり履行。</p> <p>平成22年度の時間割表を添付する。 ただし、課題研究の指導時間は、大学院生と指導教員との相談の上決定するため、時間割表の時間帯とは異なる可能性がある。具体的な履修及び研究指導については、指導教員(研究者教員及び実務家教員)が学生ごとに面接指導している。</p> <p>平成22年度教職大学院時間割表(添付資料11参照)</p> <p>認可時の計画どおり履行。</p> <p>教職リーダー専攻担当における教員の講義、演習、実習の授業負担は、課題研究を除き、1年を通して1週当たり5～6コマ程度であり、昼夜開講によって付加される授業時間数は、標準的履修の場合で週1コマ程度である。したがって、負担は大きくなってはいない。</p> <p>認可時の計画どおり履行。</p> <p>【施設・設備の利用】</p> <p>研究室・資料室・相談室・教材作成室・実験室・模擬授業室等は、昼夜を通して使用させている。大学院学生用の各室は、昼夜を通して使用させている。学生への連絡については、掲示板、学内LAN、メール、研究室のメールボックスを活用している。総合情報メディアセンター図書館は、平日は午前9時から夜9時まで、土日は5時まで開館している。</p> <p>【学生の厚生への配慮】</p> <p>平成22年度5月1日現在で、1、2年生全員の学生が、学生教育研究災害保険へ加入した。</p> <p>健康診断については、健康支援総合センターとの密な連携を図り、時間帯を調整して行っている。</p> <p>学生支援委員会の委員や各専攻・専修の指導教員が学生生活上の諸問題についての相談、助言、指導を行っている。</p> <p>食事については、同一キャンパス内にある学生会館内の生協食堂が午後7時30分まで営業している。また、大学周辺には食堂やコンビニエンス・ストアがあり、利用できる。</p> <p>交通については、前橋駅から約6kmの位置にあり、路線バスの便がよく、利用が可能である。また、構内駐車場は広く、車による通学も可能である。</p> <p>【教員組織】</p> <p>昼夜開講制に即して十分な教育研究指導が行えるよう、教育学研究科専門職学位課程教職リーダー専攻担当の教員全員が教育方法の特例による授業を担当する。なお、教員の負担を軽減するために、学部の授業負担等を調整して、担当授業時間の編成を工夫している。</p>

群馬大学教職大学院

群馬県教育委員会は、これまで毎年13名の現職教員に教育学研究科の受験資格を与え、ほぼ全員が入学してきた。教職リーダー専攻が設置されると、県教育委員会は学校でリーダー的な役割を担うことが期待される中堅教員に受験資格を与えるとの意向を示している。したがって、大半の現職教員は教職リーダー専攻に入学することが予想される。また、最近は、教育方法の特例を活用しながら本学教育学研究科で学修と実践的研究に取り組む他県からの現職教員もいる。

(g) 入学者選抜方法

教育方法の特例を適用する現職教員の入学定員は、本専攻の入学定員(16人)に含まれるものとする。

現職教員の選抜は、特別選抜により実施するものとし、例えば次のような実務経験を評価する試験を行う。

(ア) 教育実践に関わる課題研究のテーマや研究業績を求め、選考の際の評価資料とする。

(イ) 教育経験、業務実績を求め、選考の際の評価資料とする。

(ウ) 試験は、学校教育に関する論述試験及び課題研究に関する口述試験を中心に行う。

認可時の計画どおり履行。

平成22年度から群馬県教育委員会からの派遣の現職教員が1名増加し、14名となった。

平成20年度は、群馬県教育委員会からの派遣の現職教員13名のうち9名が教職リーダー専攻に入学し、さらに、休職制度を利用して入学した現職教員が1名、群馬大学教育学部附属小学校の現職教員1名、ストレートマスター6名が入学した。

平成21年度は、群馬県教育委員会からの派遣の現職教員13名のうち10名が教職リーダー専攻に入学し、さらに、群馬大学教育学部附属幼稚園の現職教員1名、ストレートマスター4名が入学した。

平成22年度は、群馬県教育委員会からの派遣の現職教員14名のうち13名が教職リーダー専攻に入学し、さらに、群馬大学附属中学校の現職教員1名、ストレートマスター4名が入学した。

(ウ) 試験は、学校教育に関する試験(筆記試験:小論文・教職専門)及び課題研究に関する口述試験を中心に行う。

試験内容の変更(20)

変更理由:教職リーダー専攻の入学資格として、教職に関する基礎知識を有していることが必要であり、現職教員であっても必ずしも基礎知識を有しているとは限らないので、この点を確認する必要があると考え、学校教育に関する論述試験(小論文)だけでなく、教職に関する基礎的知識等を問う筆記試験(教職専門)を課すことにした。

現職教員を対象とした教育の一部を本校以外の場所(サテライトキャンパス)で実施する場合

認可時の計画	履行状況
(a) 対象学生	・該当なし
(b) 受入れ学生数	
(c) 開設科目名と担当教員名	
(d) 施設・設備, 図書	
(e) 教員の移動への配慮	

多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合

認可時の計画	履行状況
(a) 実施場所、実施方法	・該当なし
(b) 開設科目名	
(c) 開設科目毎における対象の学生数	

自己点検・評価

認可時の計画	履行状況
<p>(a)実施体制・方法</p> <p>教員評価は、「群馬大学における教員評価指針（19.3.9役員会決定）」に基づいて行われるが、大学院教育学研究科においては、さらに教員評価委員会が以下のように自己点検・評価を行い、教育研究活動に反映させていく。</p> <p>〔1〕教育学研究科教員評価委員会が、教職リーダー専攻を含めた教育学研究科の教育及び研究の点検を担当する。</p> <p>〔2〕教員評価委員会では、点検・評価項目を定め、点検・評価の基礎となるデータの収集・分析を行う。</p> <p>〔3〕教育に関しては、カリキュラム編成、教育実施組織、授業内容、形態や指導方法、教育達成状況、学修支援体制などについて、点検・評価を行う。</p> <p>〔4〕研究に関しては、学術論文発表、学術集会発表、共同研究、及び科学研究費など競争的資金申請・獲得状況について、点検・評価を行う。</p> <p>〔5〕点検・評価の基礎となるデータは、学生アンケートによる授業評価や修了時に実施する学修達成度調査及び満足度調査、修了生の進路調査、修了生受入れ学校へのアンケート調査、教員自己評価、各授業科目の成績、課題研究実習の研究実践報告書とその発表についての第三者を交えての評価の結果等を基礎資料とする。</p> <p>〔6〕教員評価委員会では、これらの基礎資料を分析・評価する。同時に、外部機関に評価を委ね助言を得る。この結果を教員にフィードバックするが、特に教育については教務委員会が、研究については専門職学位課程運営委員会が検討を加え、改善のために方策を立案し、実施する。</p> <p>〔7〕各教員の自己点検及び評価結果は個人情報として扱い、本人以外には非公表とする。ただし、全体の集計結果については、適切な情報公開を行い、社会への説明責任を果たすために使用する。</p>	<p>認可時の計画どおり履行。</p> <p>本専攻担当教員の教員評価は「群馬大学における教員評価指針」に基づいて教育学研究科評価委員会において行うこととなっている。今回の教員評価は学内の取り決めにより平成22年度に行う予定である。</p> <p>なお、前回平成19年度に実施した教員評価（教育・研究・地域貢献・大学運営の4領域）の結果を本専攻担当予定の専任教員に対してもフィードバックした。</p> <p>教育学研究科教員評価委員会規程（添付資料12参照）</p> <p>また、平成20年度第5回専門職学位課程運営委員会（平成21年3月3日開催）において、自己点検・評価部会を新たに設置することが決定され、部長と部会員が選任された。</p> <p>専門職学位課程運営委員会次第(添付資料13参照)</p> <p>平成22年度、日本教育大学協会教職大学院認証評価機関設立特別委員会が実施した「教職大学院試行認証評価」事業に参加し、「試行自己評価報告書」を作成し、ピアレビューを受けた（試行のため評価結果は非公表）。</p> <p>平成22年度に教職大学院評価機構による認証評価を受ける予定であり、現在、準備中である。</p>

情報提供

認可時の計画	履行状況
<p>(a)学内（学生・教職員等）向け実施方法</p> <p>(b)学外（受験生・地域社会等）向け実施方法</p> <p>教育学部・教育学研究科における教育研究活動等の状況に関する情報提供については、教育学部広報委員会、教務委員会、紀要委員会を中心に、以下のように行われている。</p> <p>教育学部のホームページに、大学院受入方針、授業公開、研究会等の情報を載せている。</p> <p>教育学部紀要(人文社会科学編、自然科学編、芸術・技術・体育・生活科学編)と附属学校教育臨床総合センター紀要を毎年1冊発行し、教員養成系の学部や研究機関、教育委員会等に配布している。</p> <p>また、論文や論文要旨を国立情報学研究所の機関リポジトリにも登録して、インターネットで公開している。大学院生の修士論文についても、論文要旨を紙媒体と電子媒体で公開している。</p> <p>各講座、学校教育臨床総合センター及び各研究室の教育研究活動に関して、電子媒体や紙媒体による各種の情報提供を行っている。</p> <p>附属学校教育臨床総合センターでは、毎年1回シンポジウムを開催して、研究成果を公表している。</p> <p>特色GP(多文化社会の構築に貢献する人材の育成)、現代GP(地域密着型健康づくりプランナーの育成)については、毎年シンポジウムを実施して、教育研究活動の概要を公表している。また、定期的に広報紙を発行・配布するとともに、ホームページで進捗状況を随時公表している。</p> <p>県教委との共同研究については、研究成果を定期的にまとめて公表している。また、学校現場で活用できる研究成果については、広く紙媒体や電子媒体で学校に提供している。</p> <p>教職リーダー専攻(専門職学位課程)に関する情報提供は、大学及び教育学研究科における情報提供に加えて、北関東の大学に対して、設置の理念、教育研究内容、学生進路情報などの提供を、ホームページやパンフレットなどの紙媒体、説明会などを通じて行っている。</p>	<p>認可時の計画どおり履行。</p> <p>平成21年度</p> <p>6月15日(月)～7月10日(金) 学部生対象に、授業公開を行った。</p> <p>6月30日(水)～7月2日(木)の夕方、専門職学位課程で独自に教職大学院説明会を開催し、7名の参加があった。</p> <p>8月19日(水) 大学院教育学研究科入試説明会時に、教職大学院説明会を開催し、24名の参加があった。</p> <p>12月9日(水) 大学院教育学研究科説明会時に、教職大学院説明会を開催し、若干名の参加があった。</p> <p>平成19年度</p> <p>平成19年11月27日に、教育学部長他が群馬県庁内で記者会見を開き、教職リーダー専攻(教職大学院)の概要を配布して説明を行った。</p> <p>教育学研究科のホームページにおいて、設置の理念・目的、目指す教員像、コースの特徴、募集人員、開設授業科目、学校における実習等について情報提供を行っている。</p> <p>大学院教育学研究科(専門職学位課程)学生募集要項を教職員、附属学校、県教委、教育事務所等に配布して、周知を図っている。</p> <p>平成20年度</p> <p>平成20年8月1日、群馬大学学生会館ミューズホールにおいて、「群馬大学大学院教育学研究科専門職学位課程教職リーダー専攻設置記念式典・記念祝賀会」を学外者にも公開して開催し、教職大学院の教育課程や授業風景等を紹介した。学内外から約110名が出席した。</p> <p>「群馬大学大学院教育学研究科専門職学位課程教職リーダー専攻設置記念式典・記念祝賀会」プログラム</p> <p>平成20年10月25日、前橋ホテルにおいて、「群馬大学大学院教育学研究科専門職学位課程教職リーダー専攻開設記念国際シンポジウム 大学院における教員の資質向上とスクールリーダー」を学外者にも公開で開催し、その中で本教職大学院での実践について紹介した。学内外から約90名が出席した。</p> <p>「群馬大学大学院教育学研究科専門職学位課程教職リーダー専攻開設記念国際シンポジウム 大学院における教員の資質向上とスクールリーダー」発表要旨</p> <p>「群馬大学教職大学院News Letter 風 第1号」を発行(平成21年3月16日発行)し、教育委員会や教育事務所を通じて群馬県内の教育関係者に広く配布した(2500部)。</p> <p>「群馬大学教職大学院News Letter 風 第1号」(添付資料14参照)</p>

平成21年12月19日、群馬大学学生会館ミュージズホールにおいて、「地域と連携した新しい教員養成～先生を育てるシステム・伸ばすシステム～」(群馬大学と群馬県教育委員との連携に係る協議会主催)というシンポジウムを開催し、その中で本教職大学院での実践について紹介した。

「地域と連携した新しい教員養成～先生を育てるシステム・伸ばすシステム～」(添付資料15参照)

「群馬大学教職大学院News Letter 風 第2号」を発行(平成21年3月26日発行)し、教育委員会や教育事務所を通じて群馬県内の教育関係者に広く配布した。

4月20日 群馬県教育委員会主催平成21年度指導主事会議において、広報誌風 1を配布した。

4月22日 群馬県全市町村立小学校・中学校・特別支援学校長会議にて、教職大学院の説明と共に広報誌風 1を配布した。

「群馬大学教職大学院News Letter 風 1 2」(添付資料14参照)

平成22年1月30日、群馬大学教育学部会議室において、「群馬大学大学院教育学研究科 専門職学位課程(教職大学院)課題研究報告会」を学外者にも公開で開催した。

「群馬大学大学院教育学研究科専門職学位課程(教職大学院)課題研究報告会資料集」及びプログラム(添付資料16、17参照)

平成22年度

4月21日 群馬県全市町村立小学校・中学校・特別支援学校長会議にて、教職大学院の説明と共に群馬大学大学院教育学研究科専門職学位課程(教職大学院)課題研究報告会資料集及び広報誌風 2を配布した。

4月26日 群馬県教育委員会主催平成22年度指導主事会議において、広報誌風 2を配布した。

「群馬大学大学院教育学研究科専門職学位課程(教職大学院)課題研究報告会資料集」(添付資料16参照)

「群馬大学教職大学院News Letter 風 1 2」(添付資料14参照)

教員の資質の維持向上の方策（FD活動を含む）

認可時の計画	履 行 状 況
(a) 実施体制	<p>認可時の計画に記載は無かったが、下記のとおり実施している。</p> <p>(a) 実施体制</p> <p>委員会の設置状況</p> <p>教育学研究科教員評価委員会を設置した。</p> <p>委員会の構成員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育学研究科長 ・教育学研究科の各専修又は各コースを担当する教員 各1人 <p>委員会の開催状況(教員の参加状況含む)</p> <p>「群馬大学における教員評価指針」により3年毎の教員評価実施が次回平成22年度となったため、平成20年度及び21年度は開催せず。</p> <p>委員会の審議事項等</p> <p>(1)点検・評価項目に関する事、(2)点検・評価の基礎となるデータの収集に関する事、(3)点検・評価の基礎資料の分析・評価に関する事、(4)外部機関への評価依頼に関する事、(5)評価結果の教員へのフィードバックに関する事、(6)その他教育及び研究の評価に関する事</p> <p>教育学研究科教員評価委員会規程(添付資料12参照)</p> <p>なお、平成20年度第5回専門職学位課程運営委員会(平成21年3月3日開催)において、教務部会を新たに設置することが決定され、教職大学院におけるFD活動を担当することとなった。</p> <p>専門職学位課程運営委員会次第(添付資料13参照)</p>
(b) 実施状況 実施内容	<p>(b) 実施状況</p> <p>実施内容</p> <p>学部及び教育学研究科では、以下の事柄を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業評価アンケート ・授業公開による教員相互の授業参観 <p>教職大学院においても、平成20年度及び21年度に授業評価アンケートを実施した。なお、授業公開による教員相互の授業参観は今後取組んで行く予定である。</p>
実施方法	<p>実施方法</p> <p>学部及び教育学研究科では、以下の事柄を実施している。</p> <p>授業評価アンケートは、年に2回実施し、教育内容・方法に関する学生の意見を教員にフィードバックすることにより、授業改善に取り組む。</p> <p>授業公開による教員相互の授業参観は、教員の自主的な授業公開に基づき、随時実施する。</p> <p>なお、平成20年度及び21年度、教職大学院においても、授業評価アンケートを実施した。</p> <p>開催状況</p> <p>平成20年度</p> <p>授業評価アンケートは、開講しているすべての授業で学期末に実施し、その結果は担当教員にフィードバックされた。</p> <p>教職大学院授業研究会は平成21年3月3日に、授業担当者全教員が出席して開催された。授業評価アンケートの結果で評価の高かった授業担当者から実践報告があり、授業改善の方策について議論された。</p> <p>平成20年度教職大学院授業研究会次第(添付資料18参照)</p> <p>平成21年度</p> <p>授業評価アンケートは、開講しているすべての授業で学期末に実施し、その結果は担当教員にフィードバックされた。</p> <p>教職大学院授業研究会は平成22年3月8日に、授業担当者全教員が出席して開催され、学生及び学外者からの意見を参考に、課題研究指導について、チーム・ティーチングについて議論された。</p> <p>平成21年度教職大学院授業研究会次第(添付資料18参照)</p>

	<p>実施結果を踏まえた授業改善への取組状況</p> <p>平成20年度 授業評価アンケートの意見を受けて、授業内容の重複を避けるため、教員間でシラバスを相互に点検することになった。授業研究会では、受講生のリフレクションを促す授業方法の改善策について議論され、授業の形態に合わせて取り組むことが確認された。</p> <p>平成21年度 授業評価アンケート等の意見を受けて、課題研究の指導方法の一部を改善することとなった。また、ティーム・ティーチングについては、授業方法をまとめ、学会発表や論文等により全国にその方法を発信し、今後一層の改善を図っていくことが確認された。</p>
--	--

管理運営の考え方

認 可 時 の 計 画	履 行 状 況
<p>(a) 教授会</p> <p>【研究科委員会】</p> <p> 構成員</p> <p> 開催状況</p> <p> 審議事項等</p> <p> 学生の入学、退学、休学その他身分に関する事、課程修了の認定に関する事、教育課程及び試験に関する事、学位に関する事、学生の厚生補導に関する事、研究科担当教員の選考に関する事、教育研究経費に関する事は、研究科委員会で審議する。</p> <p>(b) その他の組織体制</p> <p>【専門職学位課程運営委員会】</p> <p> 構成員</p> <p> 研究者教員と実務家教員で構成する。みなし専任教員は、研究科委員会には関与しないが、専門職学位課程運営委員会においては専任教員と同等の役割を果たすものとする。</p> <p> 開催状況</p> <p> 審議事項等</p> <p> 教職リーダー専攻の管理運営に直接関わる事(カリキュラム、授業方法、時間割、人事計画、実習校との連携、予算事項、専攻長の選出等)</p> <p> 教職リーダー専攻の管理運営に当たっては、群馬県教育委員会との連携関係を尊重するものとする。</p>	<p>認可時の計画どおり履行。</p> <p>【学部との連携】</p> <p>平成20年3月17日に開かれた教育学部教授会において、教授会規程をはじめとする規程の改正を行った。その趣旨は、教育学研究科の専任教員で教育学部を担当する者も学部教授会の構成員に加えることで、学部運営と研究科運営の円滑化を図ることである。</p> <p>【研究科委員会】</p> <p>研究科委員会の構成員は、教育学研究科担当の専任教員である(専門職学位課程の実務家みなし専任教員は除く)。審議事項は、(1)学生の入学、退学、休学その他身分に関する事、(2)課程修了の認定に関する事、(3)教育課程及び試験に関する事、(4)学位に関する事、(5)学生の厚生補導に関する事、(6)研究科担当教員の選考に関する事、(7)その他教育学研究科に関する重要事項である。</p> <p>【専門職学位課程運営委員会】</p> <p>専門職学位課程運営委員会の組織は、教育学研究科長と専門職学位課程担当の専任教員(実務家みなし専任教員を含む)により構成され、その審議事項は、(1)カリキュラムに関する事、(2)授業方法に関する事、(3)授業時間割に関する事、(4)実習校との連携に関する事、(5)予算に関する事、(6)その他教育学研究科専門職学位課程に関する重要事項となっている。なお、実習校との連携は、本学と群馬県教育委員会との連携(平成16年6月29日に群馬大学長と群馬県教育長が協定書に署名)を基盤として進められるものである。</p> <p>開催状況</p> <p>平成20年度は4月16日、7月23日、10月8日、1月7日、3月3日の5回開催した。</p> <p>平成21年度は4月14日、7月22日、1月6日、2月3日の4回開催した。</p> <p>専門職学位課程運営委員会内規(添付資料19参照)</p> <p>専門職学位課程運営委員会次第(添付資料13参照)</p> <p>【教育学研究科教員評価委員会】</p> <p>教育学研究科教員評価委員会の組織は教育学研究科長と教育学研究科の各専修又はコースを担当する教員各1名で構成される。その業務は、(1)点検・評価項目に関する事、(2)点検・評価の基礎となるデータの収集に関する事、(3)点検・評価の基礎資料の分析・評価に関する事、(4)外部機関への評価依頼に関する事、(5)評価結果の教員へのフィードバックに関する事、(6)その他教育及び研究の評価に関する事である。この評価委員会の規程は、専門職学位課程の管理運営体制に直接関わるものではないが、4つの領域(教育・研究・管理運営・地域貢献)から教員個人を評価することで、専門職学位課程の機能状態を評価し、改善・向上させることにつながるものである。</p> <p>開催状況</p> <p>「群馬大学における教員評価指針」により3年毎の教員評価実施が次回平成22年度となったため、平成20年度及び平成21年度は開催せず。</p>

【専門職学位課程運営委員会教育実習部会】

専門職学位課程運営委員会教育実習部会の組織は、実務家教員（みなし専任教員を除く。）2名と研究者教員2名である。部会の協議・確認事項は、（1）実習時間に関する事、（2）実習の具体的内容に関する事、（3）実施方法に関する事、（4）評価項目・基準に関する事、（5）評価方法に関する事、（6）その他教育実習の具体的事項に関する事である。この部会内規は、教育委員会及び実習校との連携を前提に、具体的事項を協議・確認するものである。

開催状況

平成20年度

平成20年4月16日、4月23日、4月30日、6月25日、7月2日、7月22日、11月12日、平成21年1月21日、1月28日、3月4日の計10回

平成21年度

平成21年4月6日、4月10日、4月24日、6月22日、7月8日、7月21日、8月18日、9月25日、10月13日、11月6日、12月16日、平成22年1月22日、2月5日の計13回

【専門職学位課程運営委員会課題研究評価部会】

専門職学位課程運営委員会課題研究評価部会の組織は、（1）専門職学位課程担当の専任教員（みなし教員を含む。）、（2）学外の教育関係者、（3）保護者、（4）その他部会長の指名する者で構成される。部会の業務は、学生が実施した課題研究の成果を評価することである。2年次の終わりに行う課題研究の成果報告会は、この部会内規に基づいて実施され、大学での学修と実習校での実習により身に付いた課題解決能力が学外の関係者（教育委員会、実習校、PTA等の各代表者）も交えて評価されることになる。

平成21年度

平成21年6月17日の群馬大学大学院教育学研究科委員会において、「専門職学位課程運営委員会課題研究評価部会内規」の一部を改正した。

群馬大学大学院教育学研究科委員会専門職学位課程運営委員会課題研究評価部会内規改正（添付資料9参照）

開催状況

平成22年1月6日、1月30日の2回開催された。なお、1月30日の課題研究評価部会は、平成21年度群馬大学大学院教育学研究科専門職学位課程（教職大学院）課題研究報告会終了後に開催され、課題研究の評価及び成績優秀者2名を選出した。

群馬大学大学院教育学研究科委員会専門職学位課程（教職大学院）課題研究報告会プログラム（添付資料17参照）

【部会の設置】

平成20年度第5回専門職学位課程運営委員会（平成21年3月3日開催）において、教職大学院の運営を活性化することを目的に、実習部会及び課題研究評価部会に加えて、教務部会、広報部会、入試部会、学生支援部会及び自己点検・評価部会を新たに設置することが決定され、部会長と部会員が選任された。

専門職学位課程運営委員会次第（添付資料13参照）

連携協力校等との連携

認 可 時 の 計 画	履 行 状 況
<p>(a) 連携協力する学校名(小学校等)と具体的な連携内容</p> <p>【小学校】 前橋市立朝倉小学校、前橋市立柱萱東小学校、前橋市立大利根小学校、前橋市立大胡東小学校、伊勢崎市立宮郷小学校、伊勢崎市立赤堀東小学校、渋川市立豊秋小学校、渋川市立橋小学校、太田市立九合小学校</p> <p>【中学校】 前橋市立第三中学校、前橋市立第七中学校、前橋市立東中学校、前橋市立芳賀中学校、伊勢崎市立宮郷中学校、伊勢崎市立赤堀中学校、渋川市立北橋中学校、渋川市立赤城南中学校、太田市立南中学校</p> <p>【連携内容】 共通科目およびコース別科目として開講される各授業との連携である。各授業において、必要に応じて、連携協力校において、授業参観や授業実践の試行及び授業検討会の開催、さらに、児童生徒理解のための観察や調査等を行う。 実習における連携である。1年次後期および2年次に実施される実習を連携協力校において行う。</p> <p>(b) 連携協力校以外の関係機関(民間企業、関係行政機関、教育センター等)の名称と具体的な連携内容 本学教職大学院単独では、連携協力校以外の特定の関係機関との連携は行わないが、学部全体として、「教育改革・群馬プロジェクト」や教員研修等に関して、群馬県教育委員会(特に、群馬県総合教育センター)との連携を図っており、今後も継続していく。それゆえ、今後、本学教職大学院で開講される授業等に、これらの成果が反映されるものと考えている。</p>	<p>認可時の計画どおり履行。 平成20～21年度 連携協力校に変更無し。</p> <p>連携協力校の変更(22) 連携協力校の所在地域・学校数・校種別数に変更はないが、前橋市教育委員会、渋川市教育委員会、太田市教育委員会との協議のうえ、教職大学院の実践を多くの学校に広め理解してもらうとともに、各学校の教育力向上に有効であろうと考え、連携協力校を変更した。</p> <p>【小学校】 前橋市立朝倉小学校、岩神小学校、前橋市立柱萱東小学校—新田小学校、前橋市立大利根小学校—下川淵小学校、前橋市立大胡東小学校—時沢小学校、伊勢崎市立宮郷小学校、伊勢崎市立赤堀東小学校、渋川市立豊秋小学校、渋川市立橋小学校、太田市立九合小学校—大田小学校</p> <p>【中学校】 前橋市立第三中学校、元総社中学校、前橋市立第七中学校、第六中学校、前橋市立東中学校—南橋中学校、前橋市立芳賀中学校、富士見中学校、伊勢崎市立宮郷中学校、伊勢崎市立赤堀中学校、渋川市立北橋中学校、渋川市立赤城南中学校、金島中学校、太田市立南中学校</p> <p>平成22年度教職大学院実習の手引き 教職大学院連携協力校一覧(添付資料10 P18参照)</p> <p>平成20年度 「学校危機管理体制構築の課題と実践」伊勢崎市立宮郷小学校(1回):危機管理の実践の講義と実地研修 「課題発見実習」:連携協力校全ての学校において、各校学生3名を配置し実習を行った。 「課題解決実習」:前橋市立柱萱東小学校、前橋市立東中学校において、各1名ずつ、学部新卒生が実習を行っている。</p> <p>平成21年度 「学校危機管理体制構築の課題と実践」伊勢崎市立宮郷小学校(1回):危機管理の実践の講義と実地研修 「課題発見実習」:連携協力校全ての学校において、各校学生3名を配置し実習を行った。 「課題解決実習」:前橋市立柱萱東小学校、前橋市立東中学校において、各1名ずつ、学部新卒生が実習を行っている。</p> <p>平成22年度 「課題発見実習」:連携協力校全ての学校において、各校学生2名を配置し実習を行う予定である。 「課題解決実習」:前橋市立岩神小学校、前橋市立新田小学校、渋川市立北橋中学校、太田市立大田小学校において、各1名ずつ、学部新卒生が実習を行っている。</p> <p>平成20年度 連携協力校以外の関係機関 「教育相談の課題と実践」群馬県総合教育センター(1回):センターに出向き、指導主事からの講義と教育相談事例についての共同研究会。 「教育相談実習」群馬県総合教育センター(3回):センターに出向き、講話と適応指導教室での実習 「児童生徒理解の課題と実践」小中学校においてスクールカウンセラーをしている方を招き、講話と事例討議 ・連携協力校以外の学校においても、各学校に出向き、以下の授業で連携を図った。 「教育相談の課題と実践」前橋市立総社小学校(1回)、前橋市立第六中学校(1回):教頭からの講話と教育相談事例の共同討議。 「多文化共生教育の理論と実践フィールドワーク」板倉町立板倉東小学校(2回):異文化児のいる学級参観と教員ヘインタビュー。 「多エスニシティ社会の教育と課題と実践」伊勢崎市立境東小学校(1回):日本語教室の授業参観と教員ヘインタビュー。 「外国籍児童特別支援教育の課題と実践」(1回)、「授業分析実践」(1回)伊勢崎市立境東小学校:外国籍児童の日本語指導の実験授業実施及び反省会。 「発達障害児特別支援教育の課題と実践」昭和村立東小学校(1回):発達障害児が在籍する通常学級の授業参観。</p>

<p>(c) 大学・学部が附属学校を設置している場合の活用方法</p> <p>本学部は、附属小学校、附属中学校、附属特別支援学校、附属幼稚園を各1校ずつ有している。各附属学校は、通常の授業および実習時に活用する。具体的には、共通科目及びコース別科目として開講される各授業において、授業参観や授業実践の試行および授業検討会の開催、さらに、児童生徒理解のための観察等、必要に応じて附属学校を活用する。また、1年次前期および後期に設定されている実習において活用する。</p>	<p>「教育課程編成の課題と実践」伊勢崎市立第一中学校（1回）、伊勢崎市立第二小学校：教育課程編成の実際についての講義と研究協議会</p> <p>「学校経営の課題と実践」伊勢崎市立第三中学校（1回）：校長及び教務主任からの講義と検討会</p> <p>「学校評価の課題と実践」前橋市立東小学校（1回）：学校評価についての講話と意見交換。</p> <p>「学校経営計画ワークショップ」伊勢崎市立北小学校（1回）：コミュニティースクールの現地授業の実施。</p> <p>「特別活動指導の課題と実践」前橋市立桃川小学校（2回）：担任と連携して、学級活動の授業実施</p> <p>平成21年度 授業等で連携を図った連携協力校以外の関係機関の名称と具体的な連携内容は、添付資料の通りである。</p> <p>連携協力校以外の関係機関の名称及び連携内容一覧（添付資料20参照）</p> <p>平成20年度 ・「課題発見実習」：附属4校園全ての学校において、各2日ずつ、全員が実習を行った。 ・「児童生徒理解の課題と実践」附属小学校（1回）：児童理解観察のための授業参観。</p> <p>平成21年度 ・「課題発見実習」：附属4校園全ての学校において、各2日ずつ、全員が実習を行った。 ・「カリキュラム開発の課題と実践」附属小学校（1回）：公開研究会に参加するため ・「学習支援の課題と実践」附属小学校（1回）：公開研究会に参加するため ・「教育評価の課題と実践」附属小学校（1回）：公開研究会に参加するため</p>
--	---

連携協力校等での実習

認可時の計画	履行状況
<p>(a) 授業科目名及び指導教員名</p> <p>「課題発見実習」：【指導教員】（清水和夫、懸川武史、松永あけみ、松田直）</p> <p>「課題発見実習」：【指導教員】（清水和夫、懸川武史、松永あけみ、入澤充、佐藤浩一、所澤潤、山口陽弘、古屋健、山崎雄介）</p> <p>「課題解決実習」：【指導教員】（清水和夫、石川克博、岩澤和夫、石田成人、懸川武史、松永あけみ、入澤充、佐藤浩一、所澤潤、山口陽弘、古屋健、山崎雄介）</p> <p>(b) 実習計画の概要</p> <p>・実習目標</p> <p>現職教員学生においては、体系的な実習および「課題研究」の授業を通して、学校における課題を自ら発見し、それに対して、単なる経験的な実践だけでなく、理論知観点を取り入れ、課題を分析し、対応策を考え、実践し、それを評価・再考察し、次への実践へとつなげていくといった高度な実践的課題解決能力を修得し、学校現場の諸課題をリーダー的存在となり解決できるようになることを目標とする。</p> <p>ストレート・マスターにおいては、実践的問題解決能力を修得し、学校現場において即戦力として活躍でき、新しい学校づくりの有力な一員として、学校現場での諸課題の解決に確実に貢献できるようになることを目標とする。</p>	<p>教員及び授業科目の変更(22)</p> <p>「課題発見実習」：【指導教員】（清水和夫、懸川武史、松永あけみ、入澤充、佐藤浩一、所澤潤、山口陽弘、古屋健、山崎雄介、鎗田範雄）</p> <p>「課題解決実習」：【指導教員】（清水和夫、石川克博、岩澤和夫、石田成人、懸川武史、松永あけみ、入澤充、佐藤浩一、所澤潤、山口陽弘、古屋健、山崎雄介、鎗田範雄）</p> <p>変更理由：「課題発見実習」は、古屋健教員が平成22年度4月転出し、その担当分を鎗田範雄教員で補充。「課題解決実習」は、みなし実務家教員を石田成人教員から鎗田範雄教員に交代したため。</p>

実習時期	実習施設	学生の配置	実習時間	単位
課題 前期 発見 実習	附属小学校 附属中学校 附属特別支援学校 附属幼稚園	児童生徒支援コース、学校運営コース別に約8名ずつ2班に分け、班ごとに4附属学校園で実習	1校につき2日間 16時間×4校 計 64時間	1
課題 前～後期 発見 実習	連携協力校18校 附属小学校 附属中学校	2～3名からなる実習班を編制し(6班編制予定)、実習班ごとに各3校で実習。実習校3校には、必ず小・中学校各1校を含める	1校につき、60時間 60時間×3校 計180時間	4
課題 2年次 通年 解 実習時期は 個別に決定 する 実習	現職教員学生は、勤務校 ストレート・マスターは、連携協力校	1実習校に1名の学生を配置	1日8時間×30日 240時間	計 5
			合計 484時間	10

・具体的な実習内容

【課題発見実習】

1日目：子どもたちの様子や教師の指導法について、学年によりどのような違いがあるかという観点から、すべての学年の授業等を参観し、年齢にともなう発達の様相と指導方法の相違などを把握する。実習校指導教員から、カリキュラムの特性と構成などの教務事項等の説明を受け、質疑応答を行い、学校全体の概要を把握する。
2日目：特定の学級に入り、学級経営の実践、児童・生徒指導の実践、及び授業実践を参観する。
その後、実習校で、事後検討会を行い、実習で修得した事柄をまとめ、実習録に記載する。

実習計画

実習期間	実習受入校	配置計画	実習時間	単位
課題 1年次前期 発見 実習 6/7(月) ～ 6/18(金) (具体的日程は、別表による。)	附属幼稚園 附属小学校 附属中学校 附属特別支援学校	児童生徒支援コース11名 学校運営コース7名 全員が揃って附属4学校園で実習 授業観察に当たっての班編制は各学校園の指示による。	・事前指導 8時間 各校2時間×4校 ・実習校 1校につき2日間 時間×4校 64時間 ・事後指導 8時間 各校2時間×4校 合計 64+80時間	1+2
課題 1年次後期 発見 実習 9/1(水) ～ 10/8(金) (具体的日程は、別表による。)	連携協力校18校及び 附属小学校 附属中学校 (附属小・中学校は連携協力校で実施不可能になった場合等に実施)	2～3名からなる実習班を6班編制し、実習班ごとに各3校で実習60 実習校3校には、必ず小・中学校各1校を含める。	・事前指導 4時間 ・実習校 1校につき6496時間 6496時間×3校 180192時間 ・事後指導 4時間 合計 1+8+200時間	4+5
課題 2年次通年 解 実習時期は 個別に決定 する 実習	現職教員学生は、勤務校 ストレート・マスター(学部卒業生)は、連携協力校	1実習校に1名の学生を配置	1日(8時間)×30日 合計 240時間	5+6
			合計 484+520時間	10+13

実習の時間数及び単位数の変更(20)

変更理由：大学設置基準に照らし合わせて単位数の計算が不適切であったため、時間数及び単位数を改めたものである。

実習のねらい・目標、実習期間・内容・実習校・配置計画・実習単位、実習内容等、実習において必要な事柄をまとめ、「教職大学院実習の手引」(添付資料8)を作成し、大学院生に配布している。また、「実習の手引」の内容に加え、実習の指導上の留意点等を加えた「教職大学院実習指導の手引」を作成した。これは、教職大学院連携協議会の構成委員全員(連携協力校及び附属学校園の実習指導教員を含む)と教職リーダー専攻の全専任教員に配布している。

実習校数の変更(22)

変更点：課題発見実習の実習校を3校から、小学校及び中学校の2校に変更した。1校あたり12日間とし、実習時間の変更はない。

変更理由：院生及び実習校から、1校あたり8日では実習内容を十分にこなす事が難しく、1校あたりの実習期間がもう少し長い方が良いという意見があり、より充実した実習にするため変更した。

【課題発見実習】

認可時の計画通り履行。

教職大学院実習の手引き(添付資料10参照)

課題発見実習 実習録(添付資料21参照)

【課題発見実習】

- a. 実習1日目に実習校指導教員より、学校の全体的概要やカリキュラムの特性と構成などの教務事項について説明を受けることにより、実習校の全体像を把握する。
- b. 実習3日目までは、授業、部活動等の課外活動、児童・生徒指導など学校教育活動の全体を観察する。また、その際、配属となったクラスの生徒一人一人を把握するために個人毎の観察記録をとる。また、配属クラスの特徴を把握するという観点から授業の様子や学級活動場面での児童・生徒及び教師の動きを観察し、記録する。
- c. 4日目からは、授業等補助として実践に参加する。

【課題解決実習】

- 児童生徒支援コース
- ・学生各自が設定した課題解決（学習支援や児童生徒指導の方法など）のための対応策を立案し、それを実践する。
- ・実践内容としては、教科の授業や特別活動等の授業が想定される。
- ・実践後は、実践検討会を開催し、自己の実践を評価、再考察し、次の実践案を考案する。学生の実践及び実践後の検討会は、実習校及び近隣の小・中学校教員に対して全て公開とする。実践検討会には、実践者（学生）、実習施設の実習指導教員、大学院指導教員が参加するが、その他、実習校及び近隣の小・中学校教員の参加も募る。

学校運営コース

- ・学生各自が設定した課題解決（校内研修や地域連携の方法など）のための対応策を立案し、それを実践する。
- ・実践内容としては、学校内での研修会の実施や地域連絡会の設定などが想定される。
- ・実践後は、実践検討会を開催し、自己の実践を評価、再考察し、次の実践案を考案する。実践及び実践検討会は、実習校及び近隣の小・中学校教員に対して全て公開とする。本コースでの実践は、学生1人で実施されるものではないので、実践検討会には実習校の教員の参加を求め、実践者（学生）、実習施設の実習指導教員、大学院指導教員を交えて行う。また、近隣の小・中学校教員の参加も募る。
- ・さらに、その実践案を実施し、再度、実践検討会を開催し、自己の実践を評価、再考察し、次の実践へとつなげる。
- ・このようなサイクルを繰り返すが、サイクルの回数や時期などは、学生の課題研究のテーマにより個別に計画していく。

・教育実習部会の設置

実習時における問題への対応や一人一人の学生にそったきめ細やかな指導等、実習全般について対応するため、専門職学位課程運営委員会の下に教育実習部会を設置する。
教育実習部会は、実習校及び学生受け入れ人数等の原案作成、学生へのオリエンテーション、実習班メンバー及び大学院指導教員配置の原案作成等、実習全般の業務を行う。また、各実習校で設けられる実習連携部会を統括し、実習が適切に実施されているか把握・確認する。なお、委員は、実務家教員2名（清水和夫教授、懸川武史教授）と研究者教員2名（入澤充教授、佐藤浩一教授）とする。

【課題発見実習】

認可時の計画通り履行。

教職大学院実習の手引き（添付資料10参照）
課題発見実習 実習録（添付資料22参照）

【課題解決実習】

児童生徒支援コース
認可時の計画通り履行。

教職大学院実習の手引き（添付資料10参照）
課題解決実習実践検討会報告（平成21年度群馬大学大学院教育学研究科専門職学位課程課題研究報告会資料集（添付資料16 P53以降参照）
課題解決実習実習録（添付資料23参照）

学校運営コース

認可時の計画通り履行。

教職大学院実習の手引き（添付資料10参照）
課題解決実習実践検討会報告（平成21年度群馬大学大学院教育学研究科専門職学位課程課題研究報告会資料集（添付資料16 P53以降参照）
課題解決実習実習録（添付資料23参照）

認可時の計画通り、実習部会を設置した。

群馬大学教育学研究科委員会専門職学位課程運営委員会教育実習部会内規を定めた。

専門職学位課程運営委員会教育実習部会内規（添付資料24参照）

開催状況

平成20年度
平成20年4月16日、4月23日、4月30日、6月25日、7月2日、7月22日、11月12日、平成21年1月21日、1月28日、3月4日の計10回実習部会を開催した。

平成21年度

平成21年4月6日、4月10日、4月24日、6月22日、7月8日、7月21日、8月18日、9月25日、10月13日、11月6日、12月16日、平成22年1月22日、2月5日の計13回実習部会を開催した。

・学生へのオリエンテーションの内容、方法

入学直後のオリエンテーション時に、教育実習部会長より、1年次の課題発見実習及び課題発見実習、2年次の課題解決実習の概要を説明する。また、各実習前に、実習オリエンテーションを開催し、教育実習部会員より、各実習班のメンバー及び実習日程、実習内容・実施方法、実習録の作成方法等について説明する。

・指導教員1人当たり学生数

学生一人に実務家教員と研究者教員各1名が指導にあたる。入学定員は16名であり、1組の指導教員は2～3名の指導にあたる。

(b) 実習指導体制と方法

・巡回指導計画

・実習計画全体が把握できる年間スケジュール

・各班のスケジュール表

・各段階における学生へのフィードバック、アドバイスの方法

・学生の実習中、実習終了後のレポート作成・提出等

認可時の計画通り履行。
入学直後のオリエンテーション時に説明とともに、教職大学院実習の手引を配布した。

教職大学院実習の手引き（添付資料10参照）

認可時の計画どおり履行。
平成21年度5月1日現在で学生数は28名であり、指導教員一人当たりの学生数は、2～8名である。

平成22年度5月1日現在で学生数は33名であり、指導教員一人当たりの学生数は、3～7名である。

平成20～21年度は、認可時の計画通り履行。

巡回指導時間の変更(22)

変更点：課題解決実習におけ教員一人当たりの巡回指導時間を40時間から20時間に変更した。

変更理由：平成21年度認可時の計画通り、研究者教員と実務家教員の2名の指導教員が各40時間、合計80時間の巡回指導を行った。この実績から、その半数の時間で十分指導が可能であり、指導に支障がないと判断し、大学院指導教員の負担を軽減するため変更した。

大学院指導教員巡回スケジュール（添付資料25参照）

21年度から開始される課題解決実習については、指導教員2名の巡回指導日が明確になるよう記録簿を作成した。

課題解決実習実習録（添付資料23参照）

実習年間スケジュール（添付資料26参照）

教職大学院学校における実習の手引き（添付資料10参照）

課題発見実習では、各学生の実習録へのコメント及び、事後検討会で直接、フィードバック及びアドバイスをした。

課題発見実習では、各学生の実習録へのコメント及び、事後指導において直接、フィードバック及びアドバイスをした。

課題解決実習では、大学院指導教員が実習校に向いた際に、各学生の実習録へコメントを記載し、学生へのフィードバック及びアドバイスをしている。

課題発見実習では、学生は、実習日ごとに実習録を作成し、1校園終了ごとに大学院指導教員に提出した。また、全ての4校園の実習終了後に、レポートを作成し提出した。

課題発見実習では、学生は、実習日ごとに実習録を作成し、実習校指導教員の検印を受け、1校終了ごとに大学院指導教員に提出した。また、3校全ての実習終了後に、レポートを作成し提出した。

課題解決実習では、学生は、実習日ごとに実習録を作成し、毎回、実習校指導教員の検印を受けている。さらに、大学院指導教員が実習校に向く際に、毎回、提出している。また、最終的には、授業「課題研究」の最終報告として、実践内容等を研究実践報告書にまとめ、発表、提出した。

課題発見実習 実習録（添付資料21参照）

課題発見実習 実習録（添付資料22参照）

課題解決実習実習録（添付資料23参照）

(c) 施設との連携体制と方法

・施設との連携の具体的方法、内容

実習に関しては、教職大学院連携協議会に先立ち、連携協力校および附属学校園では実習開始の前年度中に年間計画をたてる必要があるゆえ、入学者決定後、前(本)年度中に次年度の実習校選定等について教育実習部会が検討し、教育実習部会長から連携協力校校長に実習生受け入れ人数や実習時期の打診を行い、具体的な連携準備を開始する。

・相互の指導者の連絡会議設置の予定等

連携協力校との連携を進めていくため、教職大学院連携協議会を設置する。
 構成委員：連携協力校及び附属4学校園の学校園長、実習指導責任教員
 本教職大学院の専門職学位課程運営委員会委員全員
 協議会開催日程：年度当初及び年度末、計年2回

・大学と実習施設との緊急連絡体制

課題発見実習、課題発見実習、課題解決実習全ての実習において、緊急を要する事態が発生した場合は、教務係実習担当者および各実習校担当の大学院指導教員が窓口となり、教育実習部会長に報告する。教育実習部会長は、必要に応じて、実習部会を開催、または、研究科委員長に連絡し、対応にあたる。

・各施設での指導者の配置状況

課題発見実習については、各附属学校園に、実習指導責任教員が1名ずつ配置される。
 課題発見実習についても、各学校ごとに実習指導責任教員1名が配置され、実習指導責任教員の指示のもと、学生が配属されるクラス担任が実質的な指導者となる。
 課題解決実習については、各学校に学生1名が配属されるので、実習校においても1名の指導教員が配置される。なお、現職教員の実習校指導教員は、学生の課題テーマにより、教頭・教務主任・生徒指導主任等が配置されることになる。

・実習前、実習中、実習後における施設との調整・連絡等

年度当初(実習前)に、教職大学院連携協議会で、連携協力校および附属学校園と、実習全体の流れや実習内容の確認、各実習校の受け入れ人数、及び実習時期等の調整等を行う。
 さらに、課題発見実習については、各附属学校園ごとに実習開始前の打ち合わせ会を設け、実習校の実習指導責任教員と各附属学校園担当の大学院指導教員が、具体的な打ち合わせをする。実習後に両者で学生の成績評価の相談及び具体的な反省点等の打ち合わせを行う。
 課題発見実習については、実習開始前に、各実習校の実習指導責任教員と各実習班担当の大学院指導教員が連絡をとり、具体的な実習日程、および、学生の配属クラスなどの打ち合わせをする。実習後に両者で学生の成績評価の相談及び具体的な反省点等の打ち合わせを行う。
 課題解決実習については、実習開始前に、各実習校の実習指導教員と大学院指導教員が連絡をとり、打ち合わせをする。また、大学院指導教員が実習校に指導に向く際に、必要に応じて実習の調整・連絡等を行う。さらに、実習後に両者で学生の成績評価の相談及び具体的な反省点等の打ち合わせを行う。
 また、全ての実習後、年度末に教職大学院連携協議会を開催し、本年度の実習の反省点と次年度以降への改善点等について協議する。

・施設側の指導者

実習校ごとに各1名、実習指導責任教員を選出してもらう。

・実習施設当たり学生数

課題発見実習は、各学校とも入学者全員
 課題発見実習は、1校あたり2～3名
 課題解決実習は、原則として各校1名

認可時の計画通り履行。

平成21年群馬大学教職大学院連携協議会次第(添付資料2.7参照)

開催状況

平成20年度
 第1回教職大学院連携協議会：平成20年5月14日
 第2回教職大学院連携協議会：平成21年1月28日
 平成21年度
 第1回教職大学院連携協議会：平成21年5月13日
 第2回教職大学院連携協議会：平成22年1月27日
 平成22年度(予定)
 第1回教職大学院連携協議会：平成20年5月12日
 第2回教職大学院連携協議会：平成21年1月26日

平成21年群馬大学教職大学院連携協議会次第(添付資料2.7参照)

認可時の計画通り履行。

認可時の計画通り履行。

教職大学院実習の手引(添付資料1.0参照)
 課題解決実習実習録(添付資料2.3参照)

認可時の計画通り履行。

認可時の計画通り履行。

教職大学院実習の手引き(添付資料1.0参照)

認可時の計画通り履行。

<p>・実習施設との協定内容</p> <p>各連携協力校より、下記のような承諾書をもっている。</p> <p>「群馬大学大学院教育学研究科教職リーダー専攻における教職大学院の「学校における実習科目」をはじめとした実践的なカリキュラム等を実施するために必要な実習施設として、平成20年度より 小学校 又は 中学校 を使用することを承諾します。」</p> <p>(d) 単位認定等評価方法</p> <p>・各施設での学生の評価方法 原則として、全ての実習（課題発見実習、課題発見実習、課題解決実習）において、実習施設の指導教員単独による評価は行わない。各実習のねらいがどの程度達成されているかという観点から、学生の実習録の内容、実習時や事後検討会（課題発見実習）・事後指導（課題発見実習）・実践検討会（課題解決実習）での取り組み等に基づき、実習校指導教員と大学院指導教員の連携のもと、相談の上、評価する。</p> <p>・各施設の指導者と大学側の指導者との評価方法・連携</p> <p>・大学における単位認定方法</p> <p>実習先が学生により異なるので、評価基準を確保するために、全ての実習（課題発見実習・課題発見実習・課題解決実習）について、実習校指導教員と大学院指導教員の連携による成績評価を基に、教育実習部会が原案を作成し、最終的な単位認定（成績評価）は、専門職学位課程運営委員会で行う。</p>	<p>平成20～21年度 各連携協力校より、認可時の計画通り承諾書をもっている。</p> <p>平成22年度からの新たな連携協力校に関しては、所在する市教育委員会から連携内容を伝えてもらった上で連携協力校の承諾を得ている。また、連携協力校として決定したのち、直接、連携協力校校長等に連携内容を説明して理解を図った。</p> <p>認可時の計画通り履行。</p> <p>平成20年度及び平成21年度 各実習のねらいがどの程度達成されているかという観点から、学生の実習録の内容、実習時や事後検討会（課題発見実習）・事後指導（課題発見実習）・実践検討会（課題解決実習）での取り組み等に基づき、実習校指導教員と大学院指導教員がそれぞれ仮評価を持ち寄り、相談の上、最終的な評価をした。</p> <p>平成22年度は、課題発見実習 及び において、各実習のねらいがどの程度達成されているかという観点から、学生の実習録の内容、実習時や事後検討会（課題発見実習）・事後指導（課題発見実習）での取り組み等に基づき、実習校指導教員と相談の上、大学院指導教員が評価する。なお、課題解決実習は、実習校指導教員と大学院指導教員がそれぞれ仮評価を持ち寄り、相談の上、最終的な評価をする。</p> <p>認可時の計画通り履行。 平成20年度課題発見実習 の単位認定は、平成20年7月23日開催の専門職学位課程運営委員会で決定した。 平成20年度課題発見実習 の単位認定は、平成20年10月8日開催の専門職学位課程運営委員会で決定した。 平成21年度課題発見実習 の単位認定は、平成21年7月22日開催の専門職学位課程運営委員会で決定した。 平成21年度課題発見実習 の単位認定は、平成22年1月6日開催の専門職学位課程運営委員会で決定した。 平成21年度課題解決の単位認定は、平成22年2月3日開催の専門職学位課程運営委員会で決定した。</p> <p>専門職学位課程運営委員会次第(添付資料13参照)</p>
---	---

教育委員会等と調整した連携協力内容について、以下の事項に沿って記載するとともに、その履行状況について具体的に説明してください。

認 可 時 の 計 画	履 行 状 況
<p>(a) 養成する人材像について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象とする学生層(現職教員学生と学部新卒者)と規模 <p>県教委から受験資格を与えられる現職教員13名は、小中学校教員11名、高校教員2名である。現職教員の大半約8名は、学校運営コース、約5名は児童生徒支援コースを選択することが予想される。児童生徒支援コースの約3名はストレートマスターを入れる。</p> <p>・教育委員会から推薦を受ける現職教員の派遣要件 次のA～Gの条件をすべて満たす者であること</p> <p>A 現職教員で次のa～dのいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> a 大学を卒業した者 b 学校教育法第68条の2第4項の規定により、学士の学位を授与された者 c 外国において又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより、当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者 d 文部科学大臣の指定した者(学校教育法施行規則第70条による。) <p>B 市町村教育委員会が推薦し、受験について同意した者(ただし、専攻・専修分野が第2、第3希望であっても、研修を強く希望する者)</p> <p>C 大学院入学時において教職経験3年以上となる者</p> <p>D 入学年4月1日までにへき地学校勤務誓約を履行した者</p> <p>E 研究意欲があり大学院修了後も県内公立学校教員として勤務する意志の強い者</p> <p>F 心身ともに強健で長期の研修に耐え得る者(特に、2年次は、所属校に勤務しながら週1回、勤務終了後大学に通学することになるため、これに耐え得る者)</p> <p>(b) 教育課程・教育方法について</p> <p>実践的指導力を育成する体系的で効果的なカリキュラム編成</p> <p>中教審の中間報告、答申を踏まえて、体系的で効果的なカリキュラムを編成すること(1年次の前期には、主として共通科目の授業、後期にはコース別の授業科目を設定)。また、群馬県の地域特性を考慮して多文化共生についての授業を共通科目として設定すること。</p> <p>実践的で新しい教育方法の開発・導入の方策</p> <p>学生が学校現場で取り組むべき課題を中心に課題研究を2年間継続すること。</p> <p>幼児期から18歳までの発達と学校教育を再確認する中で、自分の課題を明確に捉え直すこと(課題発見実習)、その課題への取り組み方について3つの学校現場において実地を学ぶこと(課題発見実習)、その上で課題解決に向けて実際に取り組んでみる(課題解決実習)。</p> <p>デマンド・サイドの意見・ニーズが反映される教育課程等の改善のシステム</p> <p>学校現場の諸課題について実務家教員と非実務家教員がティーム・ティーチングを行うこと、また、授業は課題を巡ってのディスカッションやロールプレイなどの方法により、学生が理論と実践を常に往還しつつ専門性と実践的指導力が身につくように指導すること。</p> <p>(c) 履修形態について</p>	<p>認可時の計画どおり履行。</p> <p>平成20年度県教委から受験資格を与えられた現職教員は13名おり、全員が派遣要件を満たしていた。内訳は、小中学校教員11名、高校教員2名であった。現職教員のうち、学校運営コースに6名、児童生徒支援コースに3名が入学した。なお、児童生徒支援コースはストレートマスターが6名、臨時採用教員が1名、休職制度を利用した現職教員が1名入学した。また、学校運営コースには、附属小学校の現職教員1名が入学した。</p> <p>平成21年度県教委から受験資格を与えられた現職教員は13名おり、全員が派遣要件を満たしていた。内訳は、小中学校教員11名、高校教員2名であった。現職教員のうち、学校運営コースに6名、児童生徒支援コースに4名が入学した。なお、児童生徒支援コースには、附属幼稚園の現職教員1名、ストレートマスターが4名入学した。</p> <p>平成22年度県教委から受験資格を与えられた現職教員は昨年度より1名増え14名おり、全員が派遣要件を満たしていた。内訳は、小中学校教員12名、高校教員2名であった。現職教員のうち、学校運営コースに10名、児童生徒支援コースに3名が入学した。なお、学校運営コースには、附属中学校の現職教員1名、ストレートマスターが4名入学した。</p> <p>認可時の計画どおり履行。</p> <p>平成22年度教職大学院時間割表(添付資料11参照)</p> <p>認可時の計画どおり履行。</p>

群馬大学教職大学院

・現職教員学生が職務に従事しながら履修する場合における昼夜開

講制等の配慮・工夫の方策

群馬県教育委員会から受験資格を与えられて入学する現職教員は、2年次に勤務校に戻るため、課題研究などの授業科目は、勤務時間外に開講する。また、2年次の学校における実習は、本務とは区別して研修日を設定して実施する。

(d) 教員組織について

・都道府県等の教育センターの専門的職員の活用・協力

非実務家教員7名(大学院7名専任、内3名は学部を兼任)実務家教員5名(大学院専任2名、みなし教員(非常勤)3名)が教職大学院の教員組織。これに、附属学校教育臨床総合センターの教員2名及び客員教員並びに障害児教育担当教員1名、非常勤講師1名さらに教科の担当教員も学生のニーズに応じて対応し、教職大学院の設置の趣旨、特色、教育課程等を踏まえた理論と実践を担保する。

実務家教員には、20年以上にわたる教職経験・教務主任等の経験、教育委員会での経験(研修の企画・実施、教員指導、教育相談等)、学校での管理運営経験などが求められる。

群馬県教育委員会や群馬県総合教育センター、前橋市等の教育研究所の専門的職員の協力は随時求める(授業でのゲスト・スピーカー、センターや教育研究所の訪問など)

連携協議会において実務家教員の採用について協議を行い、学生を指導する力量のある実務家を確保する。

(e) 連携協力校等の確保について

・毎年度継続して連携協力校等を確保できる方策

連携協力校の設定に当たっては、県教育委員会が推薦した前橋市・伊勢崎市・渋川市・太田市に依頼する。大学がこれら4市教育委員会に教職大学院の趣旨と連携協力校の役割について説明し、小学校・中学校を推薦してもらう(小学校9校、中学校9校)。その後、大学が各学校と協議をして、連携協力校の依頼を行う。なお、これらの学校の大半は、学部の教育実習関連科目でも協力を頂いている学校である。

教職リーダー専攻の入学試験時に提出する課題研究計画について、合格発表後に教職大学院の教員と入学予定学生の間で検討を加える。研究課題の内容や学生の居住地を参考にして、個々の学生がどの連携協力校を利用させて頂くかを年度の始まり前に内定し、連携協力校が計画的に学生を受け入れられるようにする。また、1年次後期の課題発見実習及びストレートマスターの2年次の課題解決実習は、学生の研究課題と居住地を参考にして連携協力校を選定するものとする。連携協力校と大学院指導教員の負担を考慮して、1校当たり3名を上限として学生を割り振ることとする。

学生の指導は、大学院指導教員(実務家教員と非実務家教員のペア)が実習校指導教員(学生の課題により、教頭・教務主任・生徒指導主事・教育相談主任などに指導教員を依頼)と連携して実施する。

連携協力校における実習は、事前指導・観察・参加・事後指導という流れで実施し、大学院指導教員が随時学校を訪問して、実習校指導教員と共に指導に当たる。

教育委員会から推薦され連携協力校を依頼する学校(小学校9校、中学校9校)は、当分の間継続することが了解されている。

(f) 実習先について

設置の趣旨、特色、教育課程等を踏まえた、実習校の学校種、規

模(生徒数、教員数)、立地条件(都市、地方など)に応じた実習先の確保

教職大学院に入学する現職教員の大半が小学校、中学校の教員であることから、ストレートマスターも修了後には小中学校に採用されることが予想されることから、連携協力校には小学校と中学校を設定する。

連携協力校の規模については、中規模校ないし大規模校を予定する。県内には小規模の小中学校があるが、実習校指導教員を用意するのが困難であると思われるので、教員数がある程度多い学校を考える。また、学生が大学のある場所から通いやすい地域の学校を予定する。さらに、多文化共生教育関係では、外国籍の児童生徒が多数在籍している小中学校を予定する。

学生層(現職教員・学部新卒者)に応じた実習校の学校種、実習内容、実施年次の考え方

現職教員が授業を聴講できるよう集中講義や夜間開講科目を設けた。

平成22年度教職大学院時間割表(添付資料11参照)

認可時の計画どおり履行。

非実務家教員7名(大学院7名専任、内3名は学部を兼任)実務家教員5名(大学院専任2名、みなし教員(非常勤)3名)を組織した。さらに、附属学校教育臨床総合センターの教員2名及び客員教員並びに障害児教育担当教員1名、非常勤講師1名さらに教科の担当教員が対応している。

教員の変更(22)

変更点:平成22年4月より実務家教員(みなし教員)1名が交代となった。

変更理由:前任者(現職の小中学校校長)の本務との関係のため。なお、後任者は、20年以上の教職経験を持ち、指導主事や校長等の経験を持ち、実務家教員の基準を十分満たしている。

(報告書 教員組織の概要 参照)

平成20~21年度

認可時の計画に変更無し。小学校9校、中学校9校に連携協力を依頼し、了解を得ている。

平成22年度

連携協力校の所在する市町村及び連携協力校数には変更はないが、前橋市教育委員会、渋川市教育委員会、太田市教育委員会との協議の上、小学校5校、中学校5校が変更になった。

教職大学院実習の手引き(添付資料10参照)

小学校9校、中学校9校に連携協力を依頼し、了解を得ている。

平成20年度~21年度変更なし

平成22年度

連携協力校の所在する市町村及び連携協力校数、学校種、学校の規模と立地条件は認可時の計画に変更はないが、前橋市教育委員会、渋川市教育委員会、太田市教育委員会との協議の上、小学校5校、中学校5校が変更になった。

教職大学院実習の手引き(添付資料10参照)

群馬大学教職大学院

1年次の前期の課題発見実習は、附属学校（小学校、中学校、特別支援学校、幼稚園）を2日ずつ訪問して、3歳児から18歳までの幼児・児童・生徒の発達・学習・行動・教育の様子を観察し、自らの課題の明確化を行う。1年次後期の課題発見実習は、附属小中学校、連携協力校の中から3校、児童生徒の行動・学習・学校生活・教育等について、60時間ずつ実習を行う。1年次の実習は、現職教員とストレートマスターを分けずに行う方が、相互に刺激になって良いのではないかと考える。2年次は、現職教員は勤務校で実習を行い、ストレートマスターは、連携協力校で実習を行う。2年次の実習（課題解決実習）は、それぞれの学生が掲げる課題の解決力を育成することを目標に240時間実施する。

（g）教職大学院の管理運営体制

恒常的に教育委員会等デマンド・サイドと密接に連携する方策

群馬大学と群馬県教育委員会の連携に係る協議会の全体会と第8部会（教員養成のための学部・県教委の相互連携）において、学校現場に必要な教員の資質についての検討を加え、課題を整理する。教職大学院のカリキュラム、指導内容、指導体制等に反映させる。

学校教育の実態や社会の変化等に柔軟に対応しうる機動的な管理

運営体制の確立

教職大学院の運営を担当する委員会は、上記の連携に係る協議会で整理された課題を受けて、カリキュラム、指導内容、指導体制等の改善に反映させる。

課題研究の報告会で学内外の関係者で構成される評価委員会による評価を受け、また、教職リーダー専攻の大学院指導教員の指導についても評価を受けることで、教職大学院の管理運営体制のさらなる充実を図る。

（h）連携する教育委員会における教職大学院の研修の位置づけ

1年次前期の課題発見実習は、3歳児から18歳までの幼児・児童・生徒の発達・学習・行動・教育の様子を観察し、自らの課題の明確化を行うことが目標であるので、全員が附属4校園に行く。その際、クラス配置等では現職教員とストレートマスターを同一グループに配属し、相乗的効果を狙いとした。

1年次後期の課題発見実習は、2～3名からなる班を構成し、班単位で連携協力校の中から3-2校（小・中学校各1校）で実習を行う。班編成の際、現職教員とストレートマスターを同一班にし、現職教員はストレートマスターを指導する機会を持つことにより、教職リーダーとしての実習が可能となると同時に、ストレートマスターからは新鮮な考え等の刺激を受けると考えることができ、相乗的効果をもたらすと考える。

2年次は、教科等の指導、学級経営、児童生徒の生活指導の実践力の向上をねらいとするだけでなく、学生各自が掲げる課題の実践的解決力を育成することをねらいとしているので、ストレートマスターの実習校は、課題研究のテーマに関する実践が可能な学校を連携協力校と相談し決定した。現職教員は、勤務校で行う。現職教員が取り上げる学校での課題は勤務校における学校全体の課題であり、地域との連携の中で院生がリーダーとなり学校全体で取り組んでいくことにより、院生の課題解決能力の向上と同時に学校への還元が可能になると考えられ、勤務校で課題解決実習を行うことは、非常に意義深いものとする。

群馬県の喫緊の教育課題に対応するために群馬大学と群馬県教育委員会は協同プロジェクト（群馬大学と群馬県教育委員会の連携に係る協議会：教育改革・群馬プロジェクト）を平成16年度に発足している。本プロジェクトは8つの部会からなり、様々な観点から教育課題に関する協同研究に取り組んでいる。特に、第8部会（教員養成のための学部・県教委の相互連携）においては、教員養成と現職教員の資質向上に関する研究に取り組んでいる。本プロジェクトは今後も継続予定であり、本プロジェクトを通じて、デマンドサイドとの連携を密にし、学校現場に必要な教員の資質についての検討を加え、教職大学院のカリキュラム、指導内容、指導体制等に反映させる。

専門職学位課程運営委員会において、上記の連携に係る協議会で整理された課題を受けて、カリキュラム、指導内容、指導体制等の改善を図る。

群馬県教育委員会との協議において、現職教員については学校現場でリーダーとして活躍でき、将来的には管理職に就くことも期待できる教員の研修として位置づけることが確認されている。また、市町村教育委員会が大学院派遣候補者を推薦する際に、そのような位置づけであることを十分に考慮するよう、県教委学校人事課から各市町村教委に連絡してもらった。

現職教員の10年経験者研修と教職大学院での研修との関係については、県教委は今後の検討課題としている。

市町村教育委員会が平成20年度の県派遣現職教員候補者を県教委に推薦する際に、学校現場においてリーダーとなり得るような教員を推薦するよう、県教委を通して市町村教委に趣旨の徹底を図った。

修了者の給与面の処遇については、県教委は今後の検討課題としている。平成20年3月19日に、教員採用試験合格者が引き続き教職大学院を受験し合格した場合、大学院の修了まで2年間、教員採用試験の合格を有効とするよう教育学部から県教委学校人事課に申し入れた。その結果、平成22年度から採用群馬県公立学校教員選考試験の第2次選考試験に合格した人で、教職大学院へ進学する人、または、教職大学院に在学中の人は、本人が群馬県教育委員会にその申し出を行い、許可を受けた人に限り採用期日を延長できるようになった。

ストレートマスターについては、2年修了と同時に正規教員として採用されるよう、大学院入試の段階で資質のチェックを厳しくした。

（j）その他

F D 活動への教育委員会等の協力内容

自己点検・評価等への取組み

教育学研究科では、以前から大学生及び社会人を対象として授業公開を実施しており（ホームページにも明記）、それはFDとしての意味も有している。

教職大学院のほとんどの授業は研究者教員と実務家教員のチーム・ティーチングにより行うものであり、FD活動が常に進行していると言える。

実務家教員（専任、みなし専任）は、教育委員会経験者・校長経験者であり、実質的に教育委員会と協力してFD活動が展開されていると考えられる。

平成21年度

2年次の課題解決実習の最終の公開授業には、管轄の教育委員会指導主事及び地域の他の学校の教員等の参加があった。また、2年次修了時の課題研究報告会（平成22年1月30日）には、群馬県教育委員会から2名、市町村教育委員会から3名、連携協力校及び現職教員院生の勤務校から9名の参加があった。

平成21年度群馬大学大学院教育学研究科専門職学位課程（教職大学院）課題研究報告会資料集（添付資料16参照）

平成21年度第4回専門職学位課程運営委員会資料5（添付資料28参照）

平成20年度及び平成21年度の第2回群馬大学教職大学院連携協議会に、群馬県教育委員会及び連携協力校管轄の教育委員会からも出席してもらい、教職大学院の実習のあり方等についての意見等を聴取する機会を設けた。22年度も同様の機会を設ける予定である。

その他（当該年度の状況が以下の事項に該当する場合は、それぞれの事項ごとの観点に照らして対応状況を説明すること）

当該年度の状況	対応状況
<p>(a) 当該年度の受入学生数が入学定員を著しく下回っている（0.5倍未満）場合</p> <p>【観点】 受入学生数が入学定員を著しく下回っている点を踏まえ、今後の学生募集方法等の改善方針について説明すること（今年度の入試が実施済の場合は、その状況も付記すること）</p>	<p>該当なし</p>
<p>(b) 当該年度の受入学生数がコース毎の募集人員を著しく下回っている（0.5倍未満）場合</p> <p>【観点】 受入学生数が募集人員を著しく下回っている点を踏まえ、今後の学生募集方法等の改善方針について説明すること（今年度の入試が実施済の場合は、その状況も付記すること）</p>	<p>該当なし</p>
<p>(c) 未開講科目数が多い（5科目以上）場合</p> <p>【観点】 未開講科目が多い点を踏まえ、当初の設置構想に照らし、教育課程が適切に運営されているかについて説明すること。また、履修指導への配慮等を含む改善のための具体的方策についても説明すること。</p>	<p>該当なし</p>
<p>(d) 当該専攻の入学定員超過率が1.2倍を超えている場合</p> <p>【観点】 入学定員を著しく超過している点を踏まえ、授業の方法（少人数教育等への配慮）、学生の学習環境（自習室の確保等）について、十分な教育効果をあげることができるよう適切に配慮されているかについて説明すること。</p>	<p>該当なし</p>